

### 13 サービス利用に関する留意事

利用者及び利用者家族等の禁止行為

・職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例 物を投げつける・ける・唾を吐く等

・職員に対する精神的暴力

（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例 大声を発する・怒鳴る・いやがらせ・理不尽なサービスの要求等

・職員に対するセクシャルハラスメント

（意に沿わない性的な誘い掛け、好意的な態度の要求、性的にいやがらせ等）

例 必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をする等

### 14 暴力団等の排除

事業者は、事業の運営に当たっては、北九州市暴力団排除条例を遵守します。

### 15 利用者の人権の擁護、虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

### 16 ハラスメント対策

事業者は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

### 17 業務継続計画の策定

支援事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定するなど必要な措置を講じます。

また、必要な研修や訓練等を定期的に実施します。

### 18 感染対策

支援事業者は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しない様に必要な措置を講じます。

また、必要な研修や訓練等を定期的に実施します。

### 19 その他

（１） 利用者がサービス従業員の変更を希望される場合には、変更を拒む正当な理由がない限り対応しますのでご相談ください。